

産前・産後、育児休業、復職までの流れを確認しましょう！



妊娠期

出産・産後期

育児休業中

復職後

手続きなど

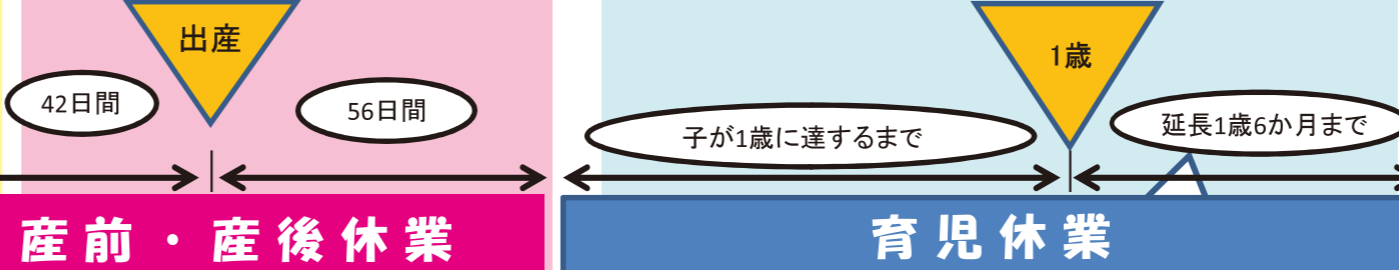
- 勤務先への妊娠の報告
※できる限り早めの報告が望ましいです。
- 勤務先へ産前休業の申し出
・出産予定日を含む6週間前（双子以上は14週間前）から産前休業がとれます。
※産後休業は申出に関わらず8週間。産前産後休業期間及びその後の30日間は解雇禁止です。
- 勤務先へ育児休業の申し出（必ず書面で申し出ましょう）
※希望どおり休業を取得するためには、育児休業開始予定日の1ヶ月前までに申し出ることが必要です。

- 復職のための準備
 - ・勤務先へ就業条件の確認
 - ・短時間勤務、残業免除制度の利用申出
 - ・保育所入所の申し込み（市町へ）
 - ・育児・家事の分担について家族で話し合う など

- 復職後に利用できる制度
 - ・育児時間（女性のみ、1歳まで）
 - ・短時間勤務（1日6時間、3歳まで）
 - ・残業免除（3歳まで）
 - ・看護休暇（小学校就学まで）
 - ・時間外労働の制限（小学校就学まで）
 - ・深夜業制限（小学校就学まで）

休業制度など

- 母性健康管理の措置
 - ・妊婦健診のための休暇
 - ・医師などの指導に基づく通勤緩和や休憩の増加など
- 母性保護の措置
 - ・時間外・休日労働・深夜業の制限
 - ・軽易な業務への転換
 - ・変形労働時間制度の適用制限
 - ・危険有害業務の就業制限



妊娠・出産・育児の公的支援制度

- 市町で母子健康手帳及び「妊娠健診助成券」をもらいましょう。
(名称は各市町により異なります)
- 出産予定の病院へ分娩の予約をしましょう。
(予約が困難な地域もあるので注意！)

- 出産育児一時金（全国健康保険協会〔協会けんぽ〕）（健康保険組合）
・出産費用の負担軽減を図るため、1児につき42万円が支給される制度です。
※妊娠22週未満又は産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産された場合は39万円

- 出産手当金（全国健康保険協会〔協会けんぽ〕）（健康保険組合）
・産前・産後休業期間（出産日（出産が予定日後の場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）、出産日後56日）の範囲内で職場を休み、報酬を受けられない期間を対象に、1日につき賃金（標準報酬月額）の3分の2が支給される制度です。

- 1歳6か月までの育児休業の延長
・保育所（認可保育所）に入所申込みをされていて入所できない場合等には、最長1歳6か月まで育児休業の延長ができます。
- パパママ育休プラス
・父母ともに育休をとる場合、1歳2か月までで1年間休業可能。

- 育児休業給付金（ハローワーク）
・雇用保険に加入している場合、休業開始から180日目までは休業前の賃金の67%（181日目以降は50%）を受給できます。勤務先を通じてハローワークに申請してください。
・原則として1歳までの支給ですが、保育所に入所できないなどの場合、最長1歳6か月まで延長になります。この場合、前提として、1歳の時点で認可保育所に入所申込みをしているが、市町長から入所できない旨の証明書が発行されることが必要です。

- 乳幼児の予防接種（市町）
・市町により予防接種の助成・種類は異なります。

- 保育所申し込み → 保育所入所
・申し込み方法については、各市町へ問い合わせ、勤務先の人事担当部門へ必要書類を相談しましょう。

- 社会保険料免除措置（年金事務所）
・育児休業中の社会保険料は、申出により本人・事業主負担分ともに免除されます。

保険

- 社会保険料免除措置（年金事務所）
・産前・産後休業中の社会保険料は、申出により本人・事業主負担分ともに免除されます。

- パパの育児参加
★パパママ育休プラス
・育休は通常1歳までですが、パパママともに育休をとると、1歳2か月までの間で1年間育休を使えます。
※1歳2か月の育休申出時点で、配偶者が先に育休を開始していることが要件。
- ★育休を2回使えます
・パパはママの出産予定日から育児休業をとれます。
・育休がとれる回数は通常1回ですが、パパが産後8週間中に育休をとり、職場復帰した場合、同じ子どもについて再度育休をとれます。
※パパがママの退院時の付添で休み、さらにママの育休終了時にバトンタッチして休むことができます。

